

# この社会 あなたの税がいきている

## 確定申告書は、自分で書いてお早めこく

税務署窓口での相談及び申告書の受付は、次のとおりです。

### 所得税

二月十六日(月)～三月十五日(月)

### 消費税(個人事業者)

一月五日(月)～三月三十一日(水)

### 贈与税

二月二日(月)～三月十五日(月)

※所得税の還付申告の人は、期間前でも申告書を提出することができず。還付金を早く受け取るためには早めに申告してください。

※申告書は郵送又は税務署の時間外収受箱に投函することにより提出できます。

## 国税庁のホームページで申告書を作成できます

国税庁ホームページの「所得税の確定申告書作成コーナー」で作成(プリントアウト)した申告書は、税務署に提出することができます。

【国税庁ホームページ】

<http://www.nta.go.jp>

## 所得税・事業税・住民税共同による確定申告書作成指導会

給与所得者の還付申告及び年金受給者を対象とした所得税の申告書作成指導のほか、個人事業税及び住民税についての相談を行います。譲渡所得や贈与税の相談は行いません。

日時 二月六日(金)

一三時三〇分～十六時

場所 葉山町福祉文化会館

## 税理士会が行う小規模事業者等のための確定申告無料相談

日時 二月三日(火)・四日(水)

九時三〇分～十六時(十二時～十三時を除く、受付は十五時まで)

場所 葉山町福祉文化会館

※譲渡所得のある人、相談内容が複雑な場合などはご遠慮ください。

鎌倉税務署の駐車場は四月上旬まで利用できません。また、会場等への車の来場は、ご遠慮ください。

問合せ 鎌倉税務署個人課税第一部門

☎〇四六七―二二―五五九一

内線二二・二二三

## 恩給欠格者、引揚者の皆さんへ

旧軍人軍属で恩給などを受けていない、いわゆる恩給欠格者の方

① 外地等の勤務経験があり、加算年を含む在職年が三年以上の方及び在職年が加算年を含めて三年未満の方のうち実在職年が一年以上の方に、内閣総理大臣名の書状・銀杯を贈呈しています(独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律第二〇条第一項に定める慰労品の贈呈を受けた方は対象外です)。

② 内地勤務経験のみの方で、実在職年が一年以上の方に、内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

③ 右記対象者で、請求を行うことなく亡くなられた方に、ご遺族からの請求に応じて対象者あての内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。(請求期限・平成十七年三月三十一日)

※「恩給欠格者」とは、恩給法令でいう旧軍人軍属であって、年金たる恩給を受給するための最短在職年数に満たない方及び旧軍人軍属として在職に関連する共済年金等年金たる給付を受ける権利のない方をいいます。

終戦に伴い、本邦以外の地域から引揚げてこられた方

昭和四二年の引揚者特別交付金を受

給された方に、内閣総理大臣名の書状を贈呈しています(請求期限・平成十七年三月三十一日)。

問合せ 独立行政法人平和祈念事業特別基金

☎〇一二〇―二三―四一九三三

ホームページ <http://www.heiwa.or.jp/>

## 1月17日は防災ボランティアの日

—防災ボランティア週間 1月15日～21日—

大地震など、規模の大きな災害が発生した場合、消防・警察などの行政機関だけで対応することは困難です。建物の倒壊による道路の寸断、交通渋滞、通信回線の混乱などが救助活動を妨げるからです。

災害ボランティアは、決して特別な活動ではありません。あなたも始めてみませんか。

問合せ 消防総務課防災係 ☎876-0147

# 介護保険料に関する費用を確定申告される皆さんへ

平成十五年中（一月一日から十二月三十一日）にお支払いただいた介護保険料やサービス利用料（自己負担分）は、所得税の確定申告や町・県民税申告の際に所得控除の対象となります。

●介護保険料は、「社会保険料控除」の対象となります

対象となる金額 平成十五年中に納付していただいた保険料額  
申告に必要なもの 証明書や領収書は必要ありません  
※納付金額は、一月末頃に書面にてお知らせしますので、ご確認ください。  
※年金から保険料を納めている人は、

●おむつ代は、「医療費控除」の対象となります

寝たきりや痴呆又は治療上、おむつを使用している場合は確定申告の際に医師が発行した証明書を添付することで医療費控除の対象となります。現在おむつを使用している人は、あらかじめかかりつけの医師に証明書が必要な旨を申し出てください。

本人が控除対象となります。  
サービス利用料（自己負担分）は、左表のとおり「医療費控除」の対象となります

●要介護認定を受けた人は、「障害者控除」の対象となる場合があります  
障害者控除の対象は、一般的には身体障害者手帳や精神障害者手帳の交付を受けている人ですが、手帳の交付を受けていない人でも「年齢が六五歳以上の者で、精神又は身体に障害があり、その障害の程度が障害者に準ずると町の認定を受けている人」は控除を受けることができます。

|           | 居宅(在宅)介護サービス   | 施設介護サービス   |
|-----------|--|--|
| 対象となるサービス | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「ケアプラン（居宅介護サービス計画）」に基づいた次のサービス               <ol style="list-style-type: none"> <li>①訪問看護</li> <li>②訪問リハビリテーション</li> <li>③居宅療養管理指導</li> <li>④通所リハビリテーション</li> <li>⑤短期入所療養介護（医療系施設のショートステイ）</li> </ol> </li> <li>●上記①～⑤のサービスと併せて利用した場合は、次のサービスも対象となります。               <ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問介護（ただし生活援助を除く）</li> <li>○訪問入浴介護</li> <li>○通所介護（デイサービス）</li> <li>○短期入所生活介護（福祉系施設のショートステイ）</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●次の施設サービス費の自己負担額（介護費及び食費）               <ol style="list-style-type: none"> <li>①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）</li> <li>②介護老人保健施設</li> <li>③介護療養型医療施設</li> </ol> </li> <li>※②③については、診療・治療上必要な「特別室の使用料」も対象となります。</li> </ul> |
| 対象となる費用   | 居宅サービス費の自己負担額（介護保険給付費に限る）  | 施設の種類により異なります<br>①介護老人福祉施設は自己負担額の1/2<br>②介護老人保健施設は自己負担額の全額<br>③介護療養型医療施設は自己負担額の全額  |
| 申告に必要なもの  | 居宅サービス事業者が発行した領収書  | 介護保険施設が発行した領収書   |

対象となる費用 平成十五年中にかかったおむつ代  
申告に必要なもの おむつ使用証明書と領収書

※おむつ代の医療費控除を受けるのが二年目以降で、おむつを使用した人が要介護認定を受けている場合は、町が発行する確認書により医師の証明にかえることができます（町で発行する確認書は、即日発行はできません）。

認定の手続き 該当すると思われる場合は、福祉課（介護保険係）まで申請してください。要介護認定訪問調査の内容をもとに判定を行い、対象となる場合は認定書を発行します。認定書は申告の際に申告書とともに提出してください。  
問合せ 福祉課 ☎内線二三二・二三三

## 最新鋭消防自動車導入

葉山町消防団第4分団（一色地区・分団長守谷英男）に11月30日、最新鋭消防ポンプ自動車（CD-I型）が配備され、町民の生命、財産を守る消防活動体制が強化されました。